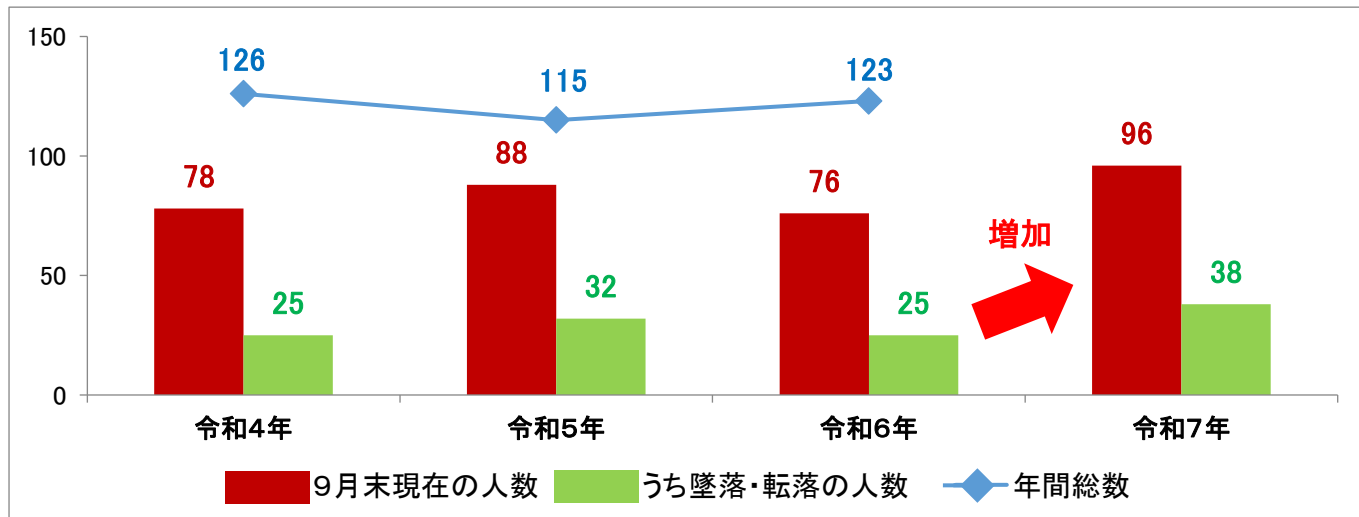


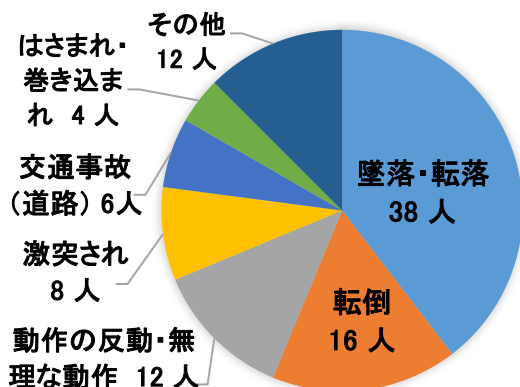
道路貨物運送業の労働災害が増加傾向にあります STOP！ 労働災害

1 山口県内の道路貨物運送業の労働災害発生状況（休業4日以上）



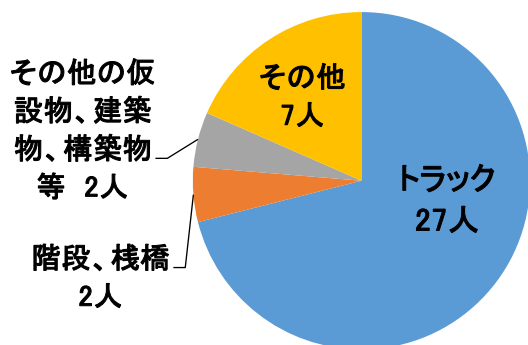
山口労働局（山口県）における第14次労働災害防止計画では、令和4年と比較して5年後の令和9年までに、労働災害（休業4日以上のもの。以下同じ。）を5%以上減少させることを目標としていますが、**今年9月末現在の災害発生件数は過去3年と比べ最も多く発生**しています。また、事故の型別で、一番高い割合を占める**墜落・転落災害も、昨年と比べ今年は約1.5倍増加**しています。

2 令和7年9月末現在の道路貨物運送業における労働災害の事故の型別内訳



今年9月末現在で発生した道路貨物運送業の労働災害のうち、**約4割が「墜落・転落」**です。続いて、「**転倒**」、「**動作の反動・無理な動作**」の順に多くなっており、労働災害の防止・減少を図るためには、これらの対策を優先的に図っていくことが重要です。

3 令和7年9月末現在の道路貨物運送業における墜落・転落災害の起因物別内訳



今年9月末現在で発生した道路貨物運送業の墜落・転落災害のうち、**トラックからのものが7割以上**を占めています。

令和7年9月末現在までに発生したトラックからの墜落・転落災害のうち、約半数がトラックの荷台への昇降中に発生し、約1/3が荷台からのものでした。

労働災害防止のため、裏面の事項を参考にしてください。



労働災害発生状況をふまえた留意事項

1 トラックからの墜落・転落災害の防止

(1) トラックの荷台への昇降中の墜落・転落

トラックの荷台への昇降中は、不意に手足を滑らせることがないように、**体勢の3点支持に留意**し、慎重に昇降してください。また、令和5年10月から最大積載量2トン以上のトラックについては、荷積み・荷卸し作業の際に昇降設備を設けるよう義務付けされましたので、ご注意ください(右記の2次元コードの資料参照)。

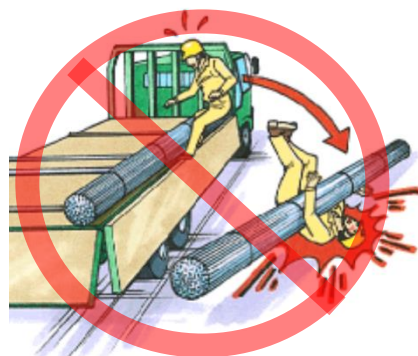
(2) 荷台からの墜落・転落

荷台からの墜落・転落については、作業スペースが限られる中、作業中にバランスを崩したり、後ろ向きに歩き誤って転落する等して発生しています。

右記の2次元コードの資料等をご参考に、**足元の作業場所(作業床)の確保**や、**荷台端付近で背を荷台外側に向け**ないことなどにご留意ください。

(3) 保護帽の着用

令和5年10月から、最大積載荷重が2トン以上の一定の貨物自動車では荷の積み卸し作業を行うときにも、保護帽の着用が義務付けられています。トラックの大きさや作業箇所の高さに関わらず、墜落・転落のおそれのある作業では、頭部の保護のため、保護帽を着用して作業を行うことが望まれます。



※リーフレット「陸上貨物運送事業におけるトラック荷台からの転落を防ぐために」



※リーフレット「トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。」

2 転倒災害の防止



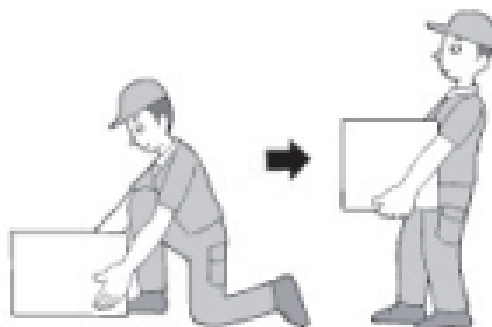
転倒災害による労働災害をみると、通路上の障害物につまずいたものや、冬場の凍結した路面上で滑ったものが多く見られました。

荷役作業場所・作業通路の整理整頓や、**荷役作業開始前に床・地面の凹凸状況を確認**すること等について、ご留意をお願いします。また、冬場の路面凍結には特に注意をいただき、耐滑性・屈曲性のある安全靴の使用などを検討してください。

3 動作の反動・無理な動作による災害の防止

動作の反動・無理な動作による労働災害をみると、腰痛や、転倒しそうになり踏ん張り足を捻挫する、無理な体勢で荷を抱えて腕を痛める等の災害が見られました。

腰痛等の防止のため荷を抱えるときは膝を曲げて足の力を利用して持ち上げるなど、**体に極力無理な力がかからないように注意**して作業を行ってください。



今日も1日ゼロ災害で！！ ご安全に！！

※このリーフレットは、山口労働局のホームページにも掲載しております。

